平成２２年（フ）第４６号
三重県松阪市駅部田町153番地の１
破産者　杉山建設株式会社
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９６９９号
大阪市西区立売堀６丁目７番43―108号
破産者　立正鋼業株式会社
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０２号
大阪府東大阪市西石切町２丁目10番28号
破産者　有限会社ケイベックス
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４号
栃木県足利市下渋垂町484―１
破産者　株式会社佐藤
１　決定年月日　平成24年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１２０号
新潟県長岡市与板町与板乙5603番地１
破産者　有限会社中島屋商店
１　決定年月日　平成24年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
新潟県長岡市不動沢352番地１
破産者　株式会社中越電興
１　決定年月日　平成24年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７９３号
岡山県倉敷市玉島長尾2615番地２、前住所岡山県高梁市正宗町2026番地９
破産者　赤木　健一
１　決定年月日　平成24年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
愛知県西尾市東幡豆町亀井４番地、旧表示愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字亀井４番地
破産者　亡大嶽要相続財産
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
愛知県安城市村高町藤野里67番地
破産者　太田鉄筋工業有限会社
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０８３号
福岡市東区箱崎ふ頭５丁目１番17号
破産者　株式会社徳光ロジスティックス
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６０７号
さいたま市北区吉野町１丁目24番地３
破産者　久保田正直
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西１丁目５番15号プロヴァンス101号
破産者　行徳　美香
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５８号
札幌市東区北42条東17丁目６番１―107号
破産者　佐藤　芳弘
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６号
仙台市青葉区葉山町１番25―210号、開始決定時の住所仙台市泉区黒松３丁目12番８号ダイアパレスＧＨ黒松４―103
破産者　鈴木　　昭
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
仙台市青葉区葉山町１番25―210号、開始決定時の住所仙台市泉区黒松３丁目12番８号ダイアパレスＧＨ黒松４―103
破産者　鈴木登志子
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
宮城県大崎市古川駅南３丁目37番地２　ハイツフォレストⅣ201号
破産者　佐々木豊和
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
横浜市港北区高田西５丁目29番９号、開始決定時の住所川崎市高津区蟹ケ谷17番地51
破産者　嵯峨野　馨
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
川崎市川崎区砂子２丁目８番地１　シャンボール川崎砂子609、前住所川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎３―1304
破産者　湯山　公和
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係